

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本県は、温暖な気候と、首都圏に位置するという立地条件に恵まれ、農林漁業者の技術も高く、全国屈指の農林水産県です。

近年、国内人口の減少や物価高騰、地球温暖化の進行、世界の食料需給の変動など、農林水産業を取り巻く情勢は大きく変化しています。これを受け、国では「食料・農業・農村基本法」が見直され、令和6年(2024年)に改正法が成立しました。

一方、県内では、第3滑走路の新設をはじめとする成田国際空港(以下「成田空港」という。)の拡張事業が進められているほか、首都圏中央連絡自動車道・北千葉道路など広域道路ネットワークの整備進展等により、立地優位性をはじめとした本県のポテンシャルが更に高まることが期待されています。

農林水産業においては、持続的な発展を目指し、次世代を担う人材の確保・育成や、生産性を格段に向上させるスマート技術の導入、夏の高温や海水温の上昇などの環境変動への対応、食の多様化や需給構造の変化に対応できる多様な販売チャネルの開拓等に取り組むことが求められます。

また、地域の農林水産業に多様な人材が関わる機会の創出や、各産業の関係者が連携しながら、本県の豊かな地域資源を活用する取組の推進も必要です。

これらを踏まえ、本県の農林漁業者の所得向上と農山漁村の活性化を図ることを目的として、新たな農林水産業振興計画を策定します。

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 2 計画の性格

本計画は、県政運営の基本計画である  
「千葉県総合計画 ～千葉の未来をともに創る～」  
を上位計画とします。

本計画では、「稼げる農林水産業の実現と農山漁村の活性化」を  
目標に掲げ、本県農林水産業における10年後の目指す姿を示すと  
ともに、その実現に向けた具体的な取組を定めます。

## 3 計画期間

この計画は、令和8年度(2026年度)から令和11年度(2029年度)  
までの4年間を計画期間とします。

